

# 関西労災職業病No.46

関西労働者安全センター

1978.3.10発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

— も く じ —

- 78年の闘いに向けて ————— 1→10
  - 新年号特別企画——その2（全国から）
    - 大分県職対協 □北部九州労働者安全センター □豊田青労闘
    - 神奈川労災職業病センター □東北医療情報センター 多他数
- ニュース（前線から） ————— 11→17
- 健診部だより ————— 17→18
  - 全港湾塩回送分会
- 第2回人民医療に学ぶ会 ————— 18
- 黒川医療奨学会からのお知らせ ————— 19
- ぶつとばせ改悪労災保険法 ————— 20→22
- 労基則第35条改悪反対闘争 ————— 23
- 1月分会計報告 ————— 24

# 新年号特別企画

# 七八年の闘いに向けて

(その2)

先号に引き続き、今月号は、関西以外の全国各地の、健康を守る闘いの（もちろんそれに限ったこととはありません）中心となつて活躍している組織からの活動報告です。個々にとり上げられる課題は違つても、誰かどの様にして健康を奪つていくのかを見る眼は共通です。この眼を合わせ、よりはつきりと敵の姿・やり口を見抜いていこう

## 豊後どっこの

## 健康を守る

●大分県労対協 事務局長 野中広樹

豊後どっこの（土工）の名は知る人ぞ知る大分県出稼人の総称である。明治のおわり頃から今日まで全国の築道工事現場にこの「豊後ど

哀である

ところの、この近年健康を害して帰県する者が相つぎ、検診の結果、まずじん肺患者が続出（現在認定者約一四〇の名）——トネル工事の際、岩塵を多量に吸いこんだため——、ついで、セックなども使用した労働者が振動病に、それまで

も県内の石材労働者や千エンソー使用者に振動病が発見され、一部地域に職対協が結成されてはいたが活動が散発的で行政を動かすまでに至らず。

このため、県労評が中心となつて県や労基署交渉をくり返したが、行政当局は、「県内の出稼者数・振動器具・健診の実施状況・患者数」などの実態を全く把握しておらず、このため、まず、職業病の未然防止、救済を目的とした組織の確立が急務である。昨年二月、「大分県労災職業病安全衛生対策協議会」（略称大分県職対協）を結成した。以来、出稼者の労災認定に対する取りくみの強化——出稼者失が全国に広がっているた

の必然的に全国各地の  
 労基署が交渉相手とな  
 る——職業病の実態  
 調査などに力を入れて  
 きたが、とくに、今年  
 一月五日より一〇日ま  
 での六日間、久留米医  
 大を中心に五大学から  
 四十二名の医師団を編  
 成、四四八名の自覚症  
 状訴之者を検診させた  
 (結果は二月中旬頃)  
 今後の取りくみの重  
 点は、

1. 労災認定の斗い
2. 出稼先の職場点検
3. 振動器具の実態調  
査
4. 専門病院の設立  
などであるが、この機  
会に全国の県評・職対  
協にお願ひしたいこと  
は、他県より労災認定  
に伴う労基署交渉の依  
頼があつた場合、速や  
かに、かつ強力に対応  
していただきたい、と

いうことである、  
 いずれにしても、  
 命までは売らない、安  
 全はくして労働なし、  
 を相言葉に未組織労働  
 者を重点として今年も

全力をあける決意を固  
 めている処である、  
**連絡先**  
 大分市寿町一三  
 労働福祉会館内  
 20975-343300

# 地区拠点として 本格的な活動の年

## ●北部九州労働者安全センター

昨年5月、被災者の  
 ハンスト突入決意を背  
 景に16時間に及ぶ労基  
 署交渉で、業務外決定  
 原処分を白紙撤回させ  
 ると共に、被災者や交  
 渉に参加した支援団体  
 あての謝罪文をから取  
 つた斗いは、3年間に  
 わたり準備会を名  
 乗って、労災職業病斗  
 争の地区拠点を目指し  
 て努力してきた北部九

州労働者安全センター  
 の成果である。  
 全国で初めてのワン  
 マンバス運転士職業病  
 認定申請に対して、ズ  
 サンな調査と偏見と予  
 断にみちた政治的結論  
 としての業務外決定を  
 大衆的実力斗争で粉碎  
 し、認定をからとつた  
 その勢いにのって、障  
 害見施設保母さんの職  
 業病(けいれん・腰痛)

斗争も労基局御用医者  
 の受診を拒否して認定  
 をとることに成功した  
 へ認定)をとること  
 は、被災者を軸とする  
 労災職業病斗争のひと  
 つの関門であつても  
 決して終着点ではない。  
 被災者の原職復帰、2  
 度と同じ災害を繰り返  
 させない職場環境の改  
 善、要員の確保等、克  
 服すべき課題が山積し  
 ている。何よりも、被  
 災者を出した企業の責  
 任を徹底的に追及する  
 ことが重要であり、認  
 定をからとつたことだ  
 けでは斗いは決して終  
 らない。



**全力で  
 産業医大反対の闘いを**  
 安全センター事務局  
 は、昨年夏以降、合宿

を含む討論を重ぬる中で、地区的拠点としての安全センターの基盤整備を行ってきた。南校へ秒読みに入っている産業医大に対して最大の反対行動を展開すべく、産医大阻止共闘の提起、「産医大に反対するすべての人々の集い」南催準備等は、安全センターが北部九州における労働職業病斗争の地区的拠点として本格的に稼働する前兆である。

昨年夏、木保で開かれた4回九州住民斗争交流団結合宿では、労働職業病分科会が新日空労組会議室で南の、全九州レベルでの労働職業病斗争の出会いが初めて実現した。当面は労働職業病斗争に關する情報集約とフライドバックが確認

され、安全センターの機関誌「炎突」がその役割を担うことになった。少々気負った表現をすれば、北部九州での地区的拠点としてだけでなく、全九州の労働職業病戦線の構築と発展の推進力としての課題も背負っているといえる。

1978年は、産医

大の南校阻止に向けて集会準備のあつた。その中で幕をあげた。わたしたちは、「産医大」を短期決戦で片のつく問題とはとらえていないが、労働安全衛生法体制への反撃の展望は、目前に迫っている。産医大南校に対して全力傾注する中でしか獲得できないと考えて

いる。北部九州安全センターにとつて本格的な活動の年というのは、換言すれば本格的な試練の年でもある。全国の闘う仲間との連帯を深め、強い決意である。

**連絡先**  
北九州市八幡西区神原町42  
北九州反公害センター気付  
☎093-641-7532

## 資本と御用幹部の

# 職場支配総体を打ち破ろう

### ●三菱重工長崎造船労働組合

昨年3月末、長船で「スポーツ業者」の死七災害が発生した。原因は、短納期の修繕船工事の人手不足を、長船に不慣れた他県からの業者を入れてまかす

たこと（このようは一時契約の下請業者のことと、長崎造船所はスポーツ業者と呼んでいる）、人手不足が生じたのは、下請労働者の大量首切りによる。

造船資本の不況合理化攻撃による典型的な犠牲といえる。

又、職場では、全員参加の「安全運動」が、職制主導で展開されている。ヤレ、誰それさんは服装が乱れているだの、くわえタバコをしていだだの、あるいは、私は安全呼唱をしませんでしただの、相互監視から自己

告まで「安全」に藉  
口しての労務管理は、  
職場規律の確立、資本  
の職場支配の強化に著  
しい効果をあげている。  
労働者の命と健康を  
守るためには「安全  
斗争の強化は当然だが、  
そのためにも資本と御  
用幹部の職場支配体系  
を打ち破る斗いという  
視点が不況深化の今年

「医療に発言する  
長崎会議」の結成  
準備すすむ

長崎大学の医師を中  
心に大腿四頭筋短縮症  
の親の会・スモンの会  
・労働者など、医療従  
事者・医療被害者・労

# 労働者のための「医療を」 「振動病」と取組む

## ●新居浜医療生活協同組合

全国の労災・職業病  
と闘う全ての団体・諸  
個人の友人に対し、新  
居浜医療生活協同組合  
のあいさつを送ります。  
当医療生協は「労働  
者のための医療を」の

スローカンのもとに愛  
媛県の新居浜市に建設  
され、既に5年を経よ  
うとしております。こ  
れまで、日常的な医療  
活動を通じて、地域医  
療・反公害の斗いをお

災斗争関係者が集って  
今準備討論が進められ  
ています。当面は学習  
と相互交流ぐらいとし  
ても、できれば将来は  
「安全センター」的な  
役割を果たしたいとい  
うのが夢です。

### 連絡先

長崎市館の浦町一番六号  
☎0958-61-2447

こなってきたました。ま  
た、健診活動や、診療  
行為の中から、職場に  
おける健康上の諸問題  
にヒリ組み、針灸部門  
の設置により、一層、  
労災・職業病に対する  
ヒリ組みは強められつ  
つあります。

続けられております。  
新居浜地区にあって  
は、町自体が住友独  
資本の発展と平行して  
成長してきた地区であ  
り、巨大な独占資本の  
一元的支配の貫徹され  
た地区としての特徴を  
そなえております。近  
代化された工場と、そ  
のもとに群がるおびた  
だしい下請工場。過酷  
な労働条件と同時に、  
下請工場へのその集中  
化。資本主義的労務管  
理の徹底による本工  
働者と下請け・未組織  
労働者との厚い壁。こ  
こにこそ振動病の発生  
の原因があると考ま  
す。

私達は、「振動病」  
をなくす運動を通して  
労災・職業病と闘う運  
動を発展させようとし  
ています。この運動は  
労働者の生命を守って

いくざりざりの運動として発生しました。また、労働者全体の問題として発展していく要素として、則ち、下請ばかりでなく、本工労働者自身に向ゆる問題として、労働運動の発展にと、てきわめて意義ある斗いとしての質を有していると考えます。現在では認定は目前に迫ろうとしています。

**連絡先**

新居浜市 新田町1-4-5

☎ 0867-34-0207

**愛知にも、労災・職業病  
眞に闘う部隊を**

●豊田青年労働者斗争委員会 田中九思雄

関西労働者安全センターの皆さんと、全国の闘う仲間の皆さんに豊田地区より心からの連帯のあいさつを送ります。

私達はここ数年間、トヨタ自工労働者戦線の仲間を先頭に、トヨタ自工での労災・職業病斗争に取り組んできました。

トヨタ自工は、市の名前を自分に合わせて変えさせることのみらゆるように、地域での絶対的支配を確立しました。そして地域では労働者監視体制を作り上げ、工場内では御用

組合と一体となった弾圧体制を完成させ、下請けも含めた労働者に過酷なライン労働を押しつけてきました。

**“労災”を口にする会社(トヨタ)に 敵対?!**

**敵対?!**

この中で、“労災”“職業病”の言葉すら「アカ」の言葉で、私のケからは労災ではないのですかと労働者が発言することは会社に敵対することになっていました。私達は、医者・弁護

士等の専門家なしで今まで斗争を行ってきた。厳密には労災斗争ではなく人権斗争を行ってきたわけです。

前述のような雰囲気の中で、立ち上がる労働者は体が悪いための仕事ができなく、私病扱いならば、退社せざるを得ないところまで追いつめられた人が大部分です。この人達に「私の病気は労災です」と会社に申し出をさせ、会社側に非人道的な恫喝をやりたいただけやらせた後、私達がそのことを問題にして職制・人事等と交渉し、労災の取扱いをやらせてきたのが今までのパターンでした。しかし、5、6件続けて労災取扱いを勝ち取ってきた現在、この方式では限界があると

考えています。

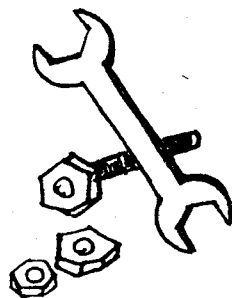
# ”愛知の災センター” 設立を準備中

今後は、防災センターのような専門機関を愛知県段階で作し出し「防災」を正面にすえた斗争をトヨタに対して行いたいと考えています。

関西労働者安全センターにも協力していた。現在「愛知防災センター」設立の準備に取りかかりました。形をなすにはまだ相当の努力と時間がかかると思えますが、私達も出来る限りカンバるつもりです。

当面、豊田地域で防災の専門機関を今年度中に作る準備をすすめています。

豊田地域より防災・職業病斗争の前進が報告できるようカンバリます。  
変わぬ御指導・御支援をお願いします。



政府・資本一体の攻撃をはゆかえしてきた。昨年3月には石田前首相の国会答弁を引き出すことにより、ケイ腕・腰痛・むちうち症等治る可能性のある被災者の年金移行「首切り」を完全に阻止したのである。

向答無用の強権行政には絶対屈さばいゾ

ところが労働省は昨年4月改悪労災法の施行と同時に、この向の阻止斗争に対するまさ返しとして向答無用の強権行政を行っていた。最初から年金対象でないことが明らかで被災者にも「年金ふるい分け」に必要と称して「症状照会を強要し、未

# 政府・資本の 被災労働者切捨てを 許さず、斗い抜こう

## ● 労災保険法改悪阻止実行委員会

体制的危機がますます深刻化し、「不況」の名のもとに人べらし合理化・首切り攻撃が相次いでいる。このよ

うな状況の中で被災労働者の生活と権利を守る斗いがより一層向う

提出者にとく促状を2  
 回出し、前代未聞の「  
 提出命令」を發令した。  
 さらに「どうしても拒  
 否する人は権利放棄と  
 みて休業補償の打ち切  
 りも当然考える」と、  
 被災者切り捨ての姿勢  
 を露骨に表わしてきて  
 いる。

私達はこのような不  
 当な恫喝には絶対には  
 屈することほできないし、  
 最後まで被災者の生活  
 と権利を守り抜く決意  
 である。

**著々と進む  
 政府・資本の体制整備  
 に反撃できる組織を**

労災職業病内題は人  
 向性無視の生産様式や  
 労務管理体制、そして  
 資本の存立基盤そのも  
 のに触れる内題である

か故に、政府・資本は  
 被災労働者を何として  
 も職場から排除し、殊  
 殺したいのである。76  
 年労災法改悪、77年刑  
 法改悪の先どりともい  
 える労安法改悪の強行  
 被災者の首切りを狙う  
 「症状照会」攻撃、78  
 年産業医大南校、労基  
 法施行規則改悪の策動  
 と著々と労安法―産  
 業医体制を完成させよ  
 うとしてきている。

私達は今後も労災法  
 改悪阻止「症状照会  
 」拒否、不当な年金化  
 攻撃阻止の闘いを継続  
 させる中で、政府・資  
 本の被災者切り捨て攻  
 撃を阻止していく。ま  
 た、阻止策に結集して  
 いる各個別斗争の共有  
 化、其斗をからとつて  
 いく中で力量をつけ組  
 織強化をはか、ていき  
 たい。さらには信頼で

さる医師・治療機関の  
 整備、協力体制確立を  
 通じて、被災者の結集  
 組織化をはかり、関東  
 における「安全センタ  
 ー」の実現にむけた具  
 体的な討論を是非とも  
 \*

**『東北大学鳥飼内科生体実験  
 控訴審闘争に支援を』**  
 ●東北医療情報センター

1973（昭48）年  
 提訴以来、5年余に亘  
 って斗われてきた「東  
 北大学鳥飼内科生体実  
 験」糾弾の民事訴訟は、  
 去る1977年（昭52）  
 一年11月に判決をひか  
 えしました。裁判長は、  
 遺族・告発する会の「  
 不必要な検査に便乗し  
 た生体実験である」と  
 まきおこしていきたい。  
 連絡先  
 東京都港区赤坂5-3-3  
 スタンプド石油エソソ本社内  
 全石油スワフエソソ本社5号  
 203-584-6211  
 内線で総合本部を呼出す

いう主張をしりぞけ、  
 しかも、こうした生体  
 実験を必然的に生み出  
 す現在の大学病院の構  
 造・体質については、  
 一言も触れることなく、  
 単純な医師の不注意で  
 あるとして、総額35  
 70万円余の賠償支払  
 いを国に命じました。  
 判決の内容及びその



後の大学病院当局の対応は、患者の人權を無視した医学研究の廢絶をめぐり、告發する会に遺族・告發する会にとつては、まさに許しがたいものです。

遺族は「生体実験である」という主張を高く掲げて早速、高裁に控訴の手続きをとると同時に、井上正治氏を団長とする弁護団を編

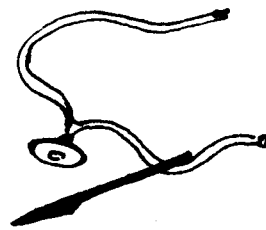
成しました。告發する会は遺族の決起に、最後まで支援の斗いを続ける覚悟です。

これまで長い間に亘り、遺族・告發する会を支援して下さった全国の皆さんに、この紙上を借りて御礼申し上げますと共に、今後より一層の御支援をお願い致します。

連絡先

仙台中央郵便局

私書箱二一〇号



で活動を続けています。研究会は月1回第2水曜日定期的に開催し、労災・職業病の基礎理論の学習と運動の交流の場として機能していきます。

今後、関西のセンターと交流し、運動の発展を期したいと思っておりますので、研究会への参加を要請します。

尚、広島で内題となつて、いる労災被災者に対して、解雇攻撃に際するアピールを左に記しましたので、検討下さい。

### 労災被災者への

### 解雇攻撃…

### …撤回にむけの提案

桑原さんは市内理研産業でトレーサーに就業後、劣悪な労働条件と作業条件の内、顎肩

## 労災職業病研究会の

## 活動から

### ● 職業病相談窓口 宇土博

一昨年10月より、広島島の地に於ける労災・職業病斗争の交流の場として、職業病相談窓口を開設し、現在まで労働者との交流を重ねてきています。

交流の中でとりわけ痛感することは、労働者が、資本と医療によ

り二重に切り捨てられて、いるという生々しい実態であり、又、その様な二重の制約の中で、闘い抜いている労働者の存在を強く感じているところと、

昨年6月より、運動の展開を期すため、県内の労組・罹病者に呼びかけ、労災職業病研究会を結成し、現在ま

喉障害に罹患されました。一昨年労災認定を受けましたが、企業側が労災を認めず、不当な対応を現在も継続しており、私傷による休業扱いをしている現状です。

現在理研産業を相手どり、損害賠償訴訟を提訴し斗いれています。が、今月になつて会社側が、今月になり勤務を認めず、休業期間の切れる2月10日で解雇、という攻撃をかけています。組合として撤回の取組みが行われていますが、二小は桑原さん個人にとどまらず職業病罹病者全体にかけられていける攻撃であり、撤回にむけた支援を要請します。

連絡先  
広島市市場町2-5-9  
0822-63-0850

# 神奈川労災職業病センター設立

## 全国の仲間への援助協力を

● 神奈川労災職業病センター 事務局長 近藤格一郎

全国の被災労働者の皆さん、労災職業病を闘う仲間の皆さんに、神奈川労災職業病センター設立の報告を送ります。

### 京浜工業地帯に斗いの火の手

神奈川では一九七〇年に始まるゼネ石精有機鉛中毒労災認定斗争を頂点として造船・金属・電気・自動者等の民間産別で、又、保母・看護婦を中心とした自治体労働者の腰痛

症・ケイワンの業務上認定斗争を中心に斗われてきました。しかしながら一方では、京浜工業地帯を背景として大企業・大独占がひしめきあうなかで、資本の労務管理は想像を絶するものがあり、とりわけ被災労働者に対する攻撃は、資本と一体化した丁次労組の敵対とあいまって非常な苦闘を強いられ、孤立させられてきたというのが現実であります。そして、自らの病が仕事によるものだと自覚しなからず、それを口にも出すことさえできず、

斗いをあきらめざるを得なかった被災労働者の数は知ることさえできません。

このような中でも、日本鋼管鶴見造船所の小野隆君の腰痛認定斗争は実に痛快な斗いでありました。ここで詳しく述べることはできませんが、鋼管独占を向こうにまわした小野隆君と、彼をほけまし支援し、共に斗い抜いた多くの仲間は、この斗いで鍛え上げられたのです。

### 「港灣病」集団検診をきっかけにセニター設立へ

そして、二小らの仲間の中から「神奈川にもセニターを！」の声が徐々に広がっていき

ました。

また、同時に「登録日雇港湾労働者と組織する全港湾横浜港分会」でも、いわゆる「港湾病」の認定斗争に向けて、その態勢が着々と準備され、「港湾病」集団検診実行委員会の結成に当って、全神奈川県の前線職業病斗争が、大きく前進する展望を見せる中でセンター設立へ向けた議論が急速に煮つきました。昨年暮から今年にかけて討論を積み重ね、一月三日、全石油ゼネラル労組、全港湾横浜港分会、春日雇労働者組合の共同アピールを受けて神奈川県労働職業病センターは発足しました。



### 全国の仲間と共に 政府資本の 目論見を打砕こう

ここ数年來の不況の中にあって、政府・資本の合理化攻撃と、雇用の賃上げかしという恫喝に、労働組合もこの工俵の中に引きづり込まれ、反合斗争がいつのまにか「離職者法」「構造不況業種指定」等という「首切り」を前提としたものになり替り、敵の攻撃に屈服していく中で、労働者の生命と健康は無視、黙殺されんとしています。

一昨年の労働保険法改悪によつて、被災労働者の首を切り、職場からたたき出すことを目論んだ政府・労働省

は、労安法改悪によつて、被災職業病の発生源での労働者の闘いを封じこめ、いままた、今度は被災労働者を唯一救済する認定現場の闘いを圧殺するために行政府の職業病を定めるという、職業病の範囲を著しく狭め、被災労働者を露骨に切り捨てるといふ攻撃をかけています。

### 被災労働者の自己解放を遂げて

私達神奈川県労働職業病センターは、切り捨てられた被災労働者を包んで闘う地域の陣型を強化していくと同時に、被災労働者の自立と解放をめざす、被災労働者自身の団結体の建設に向けて努力を集中し、史にも述べたように、全国的闘いの一

このようは敵の一貫した系統的な攻撃に対して、全国的な被災労働者の怒りの声は労働省、審議会に向けられ、私達を徹り、から、全国的な被災職業病戦線の一翼を担うと同時に、関西の仲間をはじめとした多くの先駆的闘いに学びながら交流を深めていきましたと考えています。

翼を担うにたる力量の獲得を目指して闘う決意であります。全国の被災労働者の皆さん、闘う仲間の皆さんの援助と協力を願つてやみません。

連絡先

横浜市鶴見区鶴見町2-5-5  
つぎみコーポビル5A  
☎045-573-4289



# 大阪

## 労働時間の「ごまかし」に

### 歯止めを！

#### ○住友電工労働者有志

15分/日の賃金未払い分を申告

住友電工の斗争労働者は、現在西野田労基署に対し、住友電工が昭和46年1月から52年末までの間、始業時10分、経業時5分の計15分の時間が労働時間であるにもかかわらず賃金が未払いになつてゐると、労基法違反で申告を行い、斗争を続けてゐる。

この問題については52年の7月から「1日15分間」の不明確な時間があるとして労働時間をあるか否かの判断を労基署に求めたが、判断が得られないため、昨年暮に「賃金未払い」として申告したものである。これに対し、労基署は「交渉の人数・時間制限などに拘わり続け、結論を引き延ばすだけ延ばしたあけく、今年1月の段階では「問題が

あることは認めらるが、組合も認めてゐるので」と理由にもならぬ理由で一度は「労働時間でない」という結論を出しかけたが、斗争労働者有志はこれに反発し、労働時間であることを証明するいくつかの事実をつきつけながら連続斗争に入り、2月18日の交渉では岡田署長は「何となく労働時間として認める方向で調査してゐる」と発言せざるを得なくなつた。未だに最終的結論は出ていないが、現在大阪地労委で斗われてゐる。差別賃金1不当労働行為の斗争をより大衆化するためにも、また大企業を中心に厳しく進められてゐる労働時間の「ごまかし」に歯止めをかけるためにも、必ず勝利するといふ意気込みで取り組まれている。

# 大阪

## 組合結成以来3年

### 労働と闘い続ける

#### ○全金三和電器支部

全金三和電器支部は50年に組合を結成して以来一貫して労災と闘

い続けている。職場は三洋電器の下請で、プリント基板を製造してい

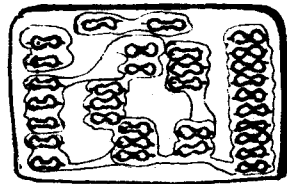
る。細かい回路の検査部門では視力低下、銅板の印刷部門ではケイ酸・フレート基板の持ち運びで腰痛などの職業病が発生している。

これまで支部は、ケイ酸で休業中の労働者の企業内補償をとり検査部門では照明を改

善とせるといふ成果を  
 斗い取ってきたが、一  
 次の課題は腰痛問題  
 だと取組みをほいめた。  
 この様に課題をつかむ  
 事ができるのも、マン  
 ケット調査を実施した  
 り、職場委員によつて  
 職場の仲内の健康状態  
 を把握するほど日頃か  
 らの努力の積み重ねが  
 あるからである  
 去る2月15日には

腰痛被災者と職場委員  
 を集めて腰痛学習会も  
 開かれた。労研の坂  
 井医師と安全センター  
 の河合から「労働者の  
 調子にあわせて機械が  
 動くのではなく、その  
 送らから職業病はふき  
 くる」健康破壊だけ  
 なくて生活破壊も含め  
 て病気をみなければな  
 らないし等の問題提起  
 を受け、活発な討論が

行われた。この学習会  
 を踏まえて、支部の労  
 災斗争は更に一歩進ま  
 んとしている。



# 全港湾

## 関西から全国へ 前進する

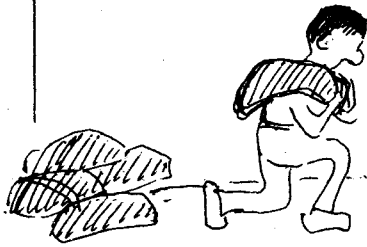
### 全港湾労働斗争

全港湾は毎年単産と  
 して労災職業病交流集  
 会を開催している。労  
 災斗争は今やこの単  
 産も重要課題として取

りあげているが、その  
 経験交流集会を行って  
 いるところはまだまだ  
 少ない  
 今年も去る2月21日

に湯川原でその第4回  
 が開かれた。関西地本  
 の神戸支部、沿岸南支  
 部（現大阪支部）の  
 強い要望を本部が受け  
 て開催するようになった  
 経緯からして、当初  
 は全国の各地本が関西  
 地本に学ぶ、という性  
 格であった。が、第4  
 回を教える今年は、ど  
 の地本も具体的な課題

をのかけ、その一年間  
 の成果を報告する集会  
 へと変質してきている。  
 集会では、港湾で急激  
 に合理化がすすんでお  
 り、それが不安と健康  
 破壊をもたらしている  
 事が生々しく報告され  
 ていた。また、労災問  
 題の全地本への波及と  
 いう状況を踏まえて、  
 本部は昨年末に全国一  
 斉アンケート調査を実  
 施し、その結果も本集  
 会で報告された。腰痛  
 ・ケイ腕に代表される  
 運動器障害と、胃腸病  
 と高血圧症に代表され  
 る内臓疾患がからみあ  
 り、港湾労働者の健康  
 破壊はすさまじい（  
 資料アリ）  
 このアンケート調査  
 をもとに、関東地本横  
 浜分會と九州地本南  
 門支部では自主健診団  
 の結成にまで運動が可



すめられており、関西での自主健診活動の8ミリフィルムを上映された。

更に労基則改悪問題が討議され、本部委員長の先頭に立ち、総評や他の単産のオルグに走りまわっている事が報告された。産業医大設立反対も決議された。

「大衆に任せていても労働者のための医者はできない。医学生と医者の教育は我々労働者の任務だ」と提起された。

# 大阪

## 岩井会総会

### 南大阪労働者診療所で

### 南かる

2月12日、無産者医療同盟の設立者である岩井彌次郎を記念し、

医師の報告の報告のあと、人医医療同盟の行動綱領の問題が議論さ

れるなど、新しい時代への斗いに対しての確信の内々ゆるゆるな内容の討論であったといえる。



の総会が松浦診療所（南大阪労働者診療所）で開かれた。会には過去の共産主義運動を行ってきた人々や現在もなお人医医療の運動を行なおうとしている人々が多数集まった。

# 大阪

## 診療所運営委の 大衆化と強化を



南大阪労働者診療所（松浦診療所）の開設と、それを担った労働者の斗いによる運動の盛り上がりもあって、岩井会での討論は活発であった。

2月26日、南大阪労働者診療所運営委員会が事務局会議を南催した。今日まで、労働者診療所を設立し、その中で運営委員会を設立し、運営の原則・方針を決定しているという確認はさしなげらる

まだまだ運営委員会自体が大衆的運営を確立していないのが実情である。か、こうした現状を打開することは急務であり、そのための広汎な討論と活動の必要が話し合われた。運営委員会の強化と

大衆化が診療所の日常体制の強化と結合する事により、本当の人民医療運動のバネには

る。いくつかの問題をかかえながらも、進もうとしている。

# 名古屋

## フットクリフト運動手のケイ腕を認定せよ

### 船出する名古屋の安全センター運動

昨年の 月 日に引き続き、名古屋で第2回の「労災職業病と闘う医師・医学生・労働者交流会」が2月4日に開かれた。ともかく寄り集まろうと出発した名古屋であつた。早速末組織労働者から相談がもたらされた。長年フットクリフト運動をし、4年前にケイ腕を発症しなからケイ腕の診断すら得られ

ず、病院を転々として苦しんできたAさんからである。それも福岡の西鉄ワンマンバス運転手吉川さんのヒジ痛、ケイ腕認定の記事を新聞で読み、吉川さんに連絡をとり、北九州安全センターから南西安全センターへ、そして名古屋へとリレーされたものである。第2回の交流会ではAさんの認定斗争に全

力をあげ、何が何でも認定をとり、その成果をひたして更に多くの同志に呼びかけよう。と確認された。Aさん自身も「私の認定がどうか、次は他の苦しんでいる被災者のために働きたい」と述べた。また、同時に豊田地区学生斗争、対トヨタと、対トヨタ学生連の総評組織への奮闘に對抗するため、労災斗争の戦線を形成しようとしている事も報告された。その後、Aさんの認定斗争は「交流会」の

医師・労働者の協力を得て意見書作りが行われ、2月18日には名古屋北署に20名が詰めかけ交渉が行われた。フットクリフト運動手のケイ腕は前例がないのでむずかしいと言っていた監督署も、自己意見書と医師意見書に基く趣及により、今後更に当時の作業量を調べなおし、一ヶ月をメドに認定すると約束した。欠回の交渉がヤマである。

## 労災職業病

毎月 5日発行 (月刊) 200円

発行 日本郵政 鶴見送附所 小野君の斗いを支援する会

連絡先 横濱市鶴見郵便局 私書箱13号





の監督者の事実でも、  
担当のブロックが責任  
をもって担えるように  
す。

していききたいと思いま

# 東京・神奈川で

## 交流を重ねる

て、大阪で  
の斗いをも  
とに、熱心  
な話し合い  
が行われた。

大阪府被災労働者同  
盟は2月末から3月初  
めにかけて、会長・副  
会長等が相次いで上京  
し、東京・神奈川など  
で被災者団体等との交  
流会を行った。

2月22日、3月1日  
には今年1月末に結成  
された神奈川労災職業  
病センター（鶴見）と  
の交流がもたれ、ゼネ  
石精労組、全港湾横浜  
港分会、横浜市従、日  
本鋼管鶴見造船の労働  
者や被災者の参加で、  
被災者の組織化につい

続いて、2月23日に

は、東京の神保町に新  
しく設置された労災保  
険法改悪阻止実行巻の  
連絡事務所において、  
阻止実と共に闘う、ケ  
イ腕・腰痛等の被災者  
との交流がもたれた。

更に、3月2日には  
日本化エクロム禍被害  
者の会を訪れ、事務局  
及び被災者との話し合  
いをもった。クロム禍  
被害者の会からは、総  
評・東京都など広汎な  
協力を獲得してきた経  
験や、多くの良心的専

の家を組織することの  
重要性について、また  
大阪府被災労働者同盟  
の方からは、精力的で  
二まめな行政斗争の経  
験が話され、それぞれ  
に交流された。

交流会全般を通して  
改めて確認されたこと  
は、多くの被災労働者

は決して家で寝ている  
ことを望んでいるので  
はなく、逆に闘う組織  
に参加し、共に闘って  
いくことを望んでいる  
ということであった。  
被災労働者同盟では今  
後とも精力的に交流・  
支援を行うことをきめ  
ている。

# 健診部だより

## 3度目の自主健診

### 着々と経験を積み上げる塩田分会

全港湾大阪支部塩田  
分会は昭和50年頃より、  
南和彦氏の腎不全の労  
災認定斗争に取り組み  
すでに遅く、まもなく

南氏を尿毒症で失うと  
いう現実を目にした。  
そこで、予防や早期発  
見・早期治療の重要性  
に気づき、職場改善や  
自主健診活動に強かに

取り組んで来た。日本塩田送(湖)では塩のバラ扱いを止め、重量物運搬を減らし、第一商事(湖)では機械改善や吸じん装置の設置などをかちとるとともに50年より、組合と協力

機関による自主健診を第一回行なってきた。第三回目の自主健診が、去る1月11日(松浦診療所で血液検査・検尿・レントゲン・心電図・肺機能検査)と19日(職場で診察)が

行なわれた。結果報告が最近行なわれ、高血圧症や腰痛症・肝炎などで要治療者数名と、検尿検査の要精検者数名が見え

重症者はなく、症状の軽快した者も見られたが、未だ疲労性の病気が、腰痛・肩こり・胃腸障害・高血圧など)がかなり多くに見られ、更に改善と健康管理の課題を残している。

## 才2回人民医療に学ぶ会

# 全国から約30名参加

2月17日南大阪労働者診療所で第二回人民医療に学ぶ会が南から東京・神奈川・金沢・大分・広島徳島など全国各地から約30名の人が参加した。

無産者医療運動の経験を我々が真に継承するには、労働者農民の闘いの歴史を知らずしては不可能であることから、市川正一著の日本共産党小史の学習を行ってゆくことが提起された。岩井会の堀口

た事は現在の党の変質をもたらした原因の一つであるとの観点から、戦前の労働者人民の闘いの素晴らしい成果、その革命的樂觀性、創意工夫について、現在の我々の活動の指針ともなる貴重な経験を話していただいた。次に、南大阪労働者針学習会実行委員会から、全港湾の品生さん、渡辺さんにこま

と内題点、今後の方針についての話を聞いた。又、この様な労働者、住民の針学習会に対し種力側が各地で様々は弾圧を強めていることも報告された。そして、弾圧をはね返すには一層広汎な人民の中に、自分達の健康は自分達の手で闘い取っていく運動をおし広げてゆくこと、他ないことが確認された。最後に、各地の活動についての交流が夜遅くまで続けられたが、岩井会から、人民医療を実践し斗っている全国各地の人々で訪中団を結成しようとの提案がなされ、早速中国領事館への申し込みをすることが確認された。

# 人民大衆の命と健康を守る

## 「医療従事者を目指す人々へ」

### ●黒川医療奨学会からのお知らせ●

生命と健康を守る会は、昨年生命と健康を守る会の中からは黒川医師を中心に黒川医療奨学会を設立しました。

この奨学制度は、人民大衆の命と健康を守るために協力してくる医療従事者を育成するため、看護学生や鍼灸師、医学生などに次に掲げる総則にのっとり、支拂われるものである。

#### 生命と健康を守る会

#### 黒川医療奨学会規則

#### 第一章 総則

第1条 本制度は、生命と健康を守る会黒川医療奨学会と称す。

第2条 本会は「生命と健康を守る会」の趣旨を理解

し、地域住民に貢献できる医療従事者を育てることを目的とする。本会の対象者は、現実の医療の荒廃並びに矛盾に対し、真面目に取り組もうとする者として、学業優秀・身体強健にして、学費が乏しきものに對し、黒川医療奨学会の推薦に基づき、学費を援助する。

#### (参考)

#### 生命と健康を守る会規約

#### 第2条 (目的)

本会は、医療社会内題の根源追及・学習並に住民主体の医療制度の拡充・医療被害者の救済・献血運動の他、地域の健康破壊源を除去する運動・助け合い

奉仕活動と共に一家族一冊の健康手帳を作っていく事と地域住民に貢献している医師を守る活動の他、優秀かつ良心的な医療技術者を育てる事を目的とする。

現在この奨学金制度の受け付けを左記の要領で行っておりますので、希望される方はおしおし申し込んで下さい。又、知り合いの方で適任の人がいる場合も紹介下さい。

### 募集要領

- 受付 3月30日まで
- 人数 4人
- 必要書類

入学金定校、又は在校者名(在学の時是在学証明書)戸籍抄本、又は現住所を証明するもの

- 希望者には面接を行います。日時は各自に連絡します。額については面接時に。
- 連絡先 大阪市港區弁天二丁目一三〇

松浦診療所内 三石博行まで  
TEL 06-574-8010

# とほはせ 改悪、労災保険法

症状照会の提出命令を境目に、被災者の労働行政に対する不信はますますはつきりしたるものになった。依然として提出拒否を続けている被災者も、止むを得ず提出に応じた被災者も、共に力を合わせ闘っていかねば

ならない。2月23日には東京労基局が提出命令を一部につき撤回し、症状照会提出不要の決定を、敵陣の一面に穴があいた国会においても問題になつてきている。強権行政に屈することなく、闘いの戦線を拡大しよう。

## 大阪

### 実行委の要求を ほぼ全面否定

2/20 大阪労基局が要望書へ回答

2月20日、大阪労基局は労災保険法改悪糾弾実行委（代表岡田義雄氏）に対し、「当局メモ」なるものを提出した。これは実行委が昨年12月12日付で提出し

なので、その大要を示すと以下のようになる。一、症状照会の提出命令について——既に提出（協力）いたさないもので問題は消んでいる。

ていた7項目の要望書に対して回答してきてものである。その全文については掲載するのは困難

- 二、交渉権の確立について——本人には説明するがそれ以外とは話し合つてもいい
  - 三、年金移行の基準について——ケイ腕・腰痛・ムチ打ちの三症については、大臣の国会答弁・附帯決議を尊重して決めるが、その他については診断書によるもので一般的な基準はない
  - 四、年金移行後の随時申請について——特に必要としない
  - 五、説明会の開催について——そのつもりはない
  - 六、年金移行により、解雇制限が解除された被災者の保護について——労使間の問題であり行政として介入することはしない
  - 七、「集団陳情お断り」の貼紙について——秩序維持のため、撤去の意思はない
- 一読しても明らかにならうように、実行委がこれまで労基局と続けてきた話し合いを全て無にしてしまうに近い不当なものである。とりわけ交渉権——話し合

いの制限や否認については絶対に納得がいくものではない。

# 不当な回答への

## 反撃を確認

### 3/3 実行委全体会議

二のように不当な回答を得た実行委では、事務局会議で反打の意思を確認し、3月3日に全体会議を開き問題を検討した。

会議では、1日段階で局が口頭で確認していた点(1)症状照会定期報告は治り認定には用いない。(2)被災者同盟・実行委とは個別被災者の年金移行問題では十分に話し合おう、という最後の線すら今回の回答では反故にされていられることをはじめ、全面的に不服であることを確認し、再度大阪労基局の姿勢を改めさせる斗いを始めていくことが確認された。また同時に、斗いの大衆化を図るために取場学習会の準備などを始めていくことを決めた。

## 東京

# 「届書は不要」と東京労基局

## 提出命令の例外を認めさせる

### ★労災保険法改正阻止実行委員会

阻止策を中心とした症状照会拒否の斗いに対し、この向東京労基局は規則をたてに届書の提出を強要してきた。さらには届書と全く同一に年金ふるいわけを目的とする「定期報告」が一年半以上の休業補償請求者全員に機械的に送りつけられ、被災者の言い分を問うこともしない回答無用の強権行政がおし進められていく。

このような不承の中、2月23日、症状照会に関する東京労基局との交渉で、次長を迫及した結果、遂に、個別事案ではあるが、ケイワンの被災者にかける氷た提出命令を撤回させ、届書が不要であることを確認させた。日本水産の安井さん(ケイワン症)は一昨年9月より通勤訓練を開始、その後出産したため

休業に至っているが、今年一月には「4月初めから就労訓練可能」との診断書も出ている。所轄の中央労基署は、昨年局の事務連絡に即してとり扱い、届書は不要と確認していたが、局はこれを無視して届書を強要し、提出命令までもかけてきた。大臣答弁、一九二号通達からも、年金に該当しないことは明白であり、届書の強要をやめよという迫及に対し、局は「規則で決まっている、全国の不承一をなくすためだ」と安井さんは不承申請をしたのだから、その中でやめる。ここでは話さない、文書で回答する」とまたもや規則を振り回そうとしたが、二時間及び迫及に責任のがれできず、「次長の責任で届書なしでとり扱う、労基署にも徹底する」と確認し

たのである。

さらに労災法47条の3による給付の差止め、打ち切り問題でもその不当性を追及し、「具体的な事実関係をもとに慎重に判断する。判断基準に大臣答弁一九二号通達を入手で行う」と確約させた。

# 東京の成果を

## 一般化させる闘いを

今回の成果を突破口に、このとり扱いを一般化させ、不当な給付差止め、打ち切り攻撃を粉砕していく。被災者切りすて行政を改めさせ、すべての被災者が安心して治療できるよう、被災者、労働者との話し合いを十分に尊重させるべく、今後も粘り強く闘っていききたい。



### 国会

# 症状照会 の強要は行わず

★土井たか子議員が  
政府を追及

3月1日、衆議院予算委員会  
や三分科会において、土井たか子議員が、傷病年金問題に伴う症状照会の提出命令の不当性につき、約三〇分にわたり政府（労働省）を追及した。

土井氏は、昨年の石田労働大臣の答弁や基災一九二号通達から判断して、明らかに傷病年金に該当しない被災者にまで一律に提出命令をかけるのは、被災者に対して無用の不安を与えるもので行きすぎではないかと追及した。これに対して政府は「規則だから」とか「殆んどの人に提出していてもどいていない」といわれる官僚答弁に終始したが、藤井労相は、提出命令を指示した通達（六一七号）についてはその見直しを約した。

# 第8回 研究者交流会の おしらせ

● 時 3月18日(土) 午後 5時より

● ところ 松浦診療所 Tel 06-574-8010

環状線、地下鉄中央線 弁天町駅より  
歩いて5分

● テーマ

農薬公害裁判について

(大阪大学 中南先生を囲んで)

前回 中南先生が都合で欠席されたため 今回へ持ちこしとなりました

# 修正案にごま化させぬ

## 斗いの継続を

### 労基則才35条改悪反対斗争

労働基準法施行規則才35条の改正作業は、労働省当局の当初の思わくを外れ、2月1日中央

労働基準審議会議了の方針から2月22日の合同小委員会(中基

審と労災留の代表による合同委員会)における、労働側の主張の一部を認める形での「修正案

の提出と大巾な変更を余儀なくさせた。

これは労働省作成の改正原案が労働側委員の賛成にもかかわらず、全港湾、新南労連など、今までから取業病斗争に熱心にとり組んできた単産などからの批判を受けたこと、及び、原案が一定大衆的に明らかになつた今年の一月以降において、被災者団体や下部労組、産業衛生学会有志等専門家などからの反対運動のモリ上る気配がにわか

大きく残り、これからの動きに労働側が先手を打って謙歩案を出してきたとみるべきであろう。

### 変わらぬ改悪の骨組

#### 症状業務と二重のしほり

頸肩腕 腰痛症等の種を原案より少しなげる。各項目に「その他」「続発症」を復活させる。なごを主な内容とする「修正案」は3月9日中基留議了。同中回公聴会(東京・大阪)4月1日施行の予定となつてゐるが、果してこの修正によつて、労働省の当初の改悪の意図が消えたとしても、いづのどちらか、否である。詳しい分析についてはともかく、取業病を「症状・障害の限定」「業務(取種)の特定」とい

二重のしほりで種をつくるという改悪の鋭ともいえる考え方は原案通り何の修正も行われたいない。「修正案」にごま化させることなく、斗いは続けなければならぬのである。

### 大衆斗争の立おくれ

#### 克服する努力を

労災法、労安法、労基法と、ここ最近、労働基準の根幹をなす主要な法律、規則がたて続けに改悪されてきている。にもかかわらず、どこで共通してゐるのは、東京の中央官庁周辺で起つてゐるのだが、労組や被災者団体など一線で斗つてゐる人々に伝わらず、反対運動の大衆化をいづも致命的に遅らせてしまふといふことである。このようなことを繰り返してはならぬ。各種の審議会には労働側委員が選ばれてゐる。これらの人々との連けいを強めていくなど、悪循環是正のため努力しなければならぬであろう。



1978年

# 1月分会計報告

## 収入

会費	101000
カンパ	205200
機関誌	28240
パンフ	22400 ①
資料代	2080
計	358920

## 支出

事務費	3330 ②
活動費	47280 ③
機関誌	50300 ④
郵送費	3535 ⑤
人件費	220000 ⑥
計	324445

1月分収支 + 34475

先月からの  
くりこし 746211 (+)

2月への  
くりこし分 780686 //

- (註) ① 住電券(パンフ)のみ  
 ② 2月分事務所部雇代(共益費は未払い)  
 ③ 香川出張交通費(2人分)  
 事務局員通勤定期代  
 12月分電話代 等  
 ④ 43-44合併号印刷費  
 ⑤ 振替手数料、運送料のみ  
 (機関誌郵送費は今月ほぼし)  
 ⑥ 事務局員(4人)1月分

会費 或には機関誌代の納入のお願にお手元に届きましたら、できるだけ早く納入下さるようお願いいたします。

## 案内

W. ユージン・スミス 写真展

# 水俣

3月7~12日 京都市美術館

大人 500 (前売 300) 中高生 300 (前売 200)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第46号

昭和53年3月10日発行(毎月一回30日発行但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋筋5-19-4